○質疑応答

- ・施設で陽性者が出た場合、施設で見ないといけないのか入院や宿泊療養できるのか。 →知事も申し上げているとおり、奈良県は原則として自宅療養はしないこととしており、現在448床確保している状況である。ただし、年齢が低かったり、障害を持っている子どもであれば入院や宿泊療養に適さないことがあるので、いずれにせよ保健所の判断ということになる。
- ・陽性者となった子どもが、公園の遊具で遊んでいた場合、その消毒等の対応は施設がしないといけないのか。
- →行政がやるべきことであり、施設がやるということはない。
- ・接触者リストの作成について、かなり負担となるがどこまで作るべきか。
- →陽性者が出てしまった場合、保健所に提出しなければならないので、基本的には日々作成していただくのがよい。どこまで作成すべきかは保健所の指示を仰ぎながら進めていただくことになる。
- ・子どもが通っている学校の隣のクラスで陽性者が出た。こどもは濃厚接触者にはならなかったものの、かなり気を使って生活をしたが、こういった場合実際にどこまで気をつけるべきか教えて欲しい。
- →濃厚接触者と認定されなければ、特に生活が制限されることはないので、普段どお り接してもらっても問題ない。
- ・陽性者とお風呂を共有する場合の注意点について教えて欲しい。どこまで消毒すれば良いかなど判断が難しい。
- →基本的には、お風呂用の洗剤で清掃するだけで問題ない。どうしても気になるのであれば、熱湯をかけて乾燥させればなお良いと思う。
- ・職域接種が進んでいると思うが、施設、ファミリーホーム、里親に委託されている子どもは接種対象になるのか。
- →現在のところ、職域接種は職員のみが対象となり、施設入所の子どもは対象となっていないので、お住まいの市町村の指示に従って接種してもらうこととなる。
- ・防護服の着脱について、着る順番、外す順番は教えていただいた順番を必ず守らないといけないのか。
- →菌を外部に持ち込ませないということが担保できるのであれば、必ずしもこの順番でなくても良い。施設ごとの方針や状況によって臨機応変にしていただいて構わない。

○その他

ワクチンについては接種が始まったばかりであり、接種頻度や回数等も含めて今後 どのように進んでいくのかについては、現時点で答えることは出来ないとのこと。